

標題

日本籍船の MLC 更新検査時における DMLC Part-II の書類審査及び船上検査手順について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1285
発行日 2023 年 1 月 17 日

各位

(背景)

MLC 条約が 2013 年に批准され、日本籍船においては 2014 年 8 月 5 日 MLC 条約発効以来約 10 年が経ち、2023 年からは多くの船舶が 2 回目の更新検査の時期を迎えています。1 回目の更新検査は 2014 年の MLC 条約改正 (MLC 条約 2.5、4.2 規則) に伴い、DMLC Part-II に 15 ならびに 16 項目が新設されたことから書類審査及び船上検査が実施されてきました。日本籍船においては 2014 年のような MLC 条約改正がない場合も、船員法及び船員の労働条件等の検査等に関する規則に従い、更新検査において MLC 証書発行時 DMLC Part-I を再発行することが規定されており、よって DMLC Part-II の再作成が必須となります。

以上より 2 回目以降の更新検査時における手順は以下のとおりとなります。

1.DMLC Part-II の書類審査について

①DMLC Part-II は項目 1 から 16 の内容 (署名欄除く) に変更がない場合でも新たに作成する必要があります。ただし項目 1 から 16 の内容に変更がない場合、書類審査の必要はありません。

(*更新された MLC 証書発行時 DMLC Part-I は運輸局より新たに発行されます。)

②項目 1 から 16 の 内容に変更があった場合は書類審査の対象となります。

「内容に変更があった場合」とは

法的要求事項、マニュアルの変更、他特段の事情がある場合等で、現行の DMLC Part-II の内容では実質的に DMLC Part-II の内容が遵法上担保できなくなった場合はもとより、原則字句等の変更も「内容に変更があった場合」とみなし書類審査の対象となります。

2.船上検査について

前記 1 DMLC Part-II の書類審査の①に該当する場合

書類審査がありませんので改訂書類審査完了通知書 (MLC-LOR-AMD) は発行しません。船上検査完了後、会社は通常の手順に従って運輸局へ更新された MLC 証書発行の申請をしてください。

前記 1 DMLC Part-II の書類審査の②に該当する場合

書類審査完了後 MLC-LOR-AMD を発行します。船上検査完了後、会社は通常の手順に従って運輸局へ更新された MLC 証書発行の申請をしてください。

3.前倒し更新検査(検査満了日の 3 か月より以前)の場合

現行の MLC 証書の有効期間が引き継がれない他は、2 回目以降の更新検査時における DMLC Part-II の書類審査及び船上検査の手順については、それぞれ前記 1.及び 2.に従ってください。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 船舶管理システム部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2173

Fax: 03-5226-2174

E-mail: smd@classnk.or.jp